

# 平成29年4月から 変わるよ！ 幼稚園の利用手続き

僕らは幼稚園希望、1号認定を受ける！

満3歳未満の僕は3号認定かな？

僕たち・私たち  
こねから一体  
どうなるの

私の保育料は  
どうなるの？

新制度の  
メリットって？

変わるよ！  
預かり保育  
H29.4月～  
幼稚園の一時預かり事業の拡充  
平日・午後6時まで

## 変わるよ！ 保育料

H29.4月～

「保育料」から「利用者負担額」へ

保育料は、これまで幼稚園ごとで定められていた金額を、保護者が幼稚園に支払い、その後、市が私立幼稚園就園奨励費を世帯の所得に応じて保護者に交付してきました。新制度では、市の条例で定める利用者の世帯所得に応じた「利用者負担額（表2）」を納めるようになり、私立幼稚園就園奨励費は交付されません。

表2 1号認定の利用者負担額

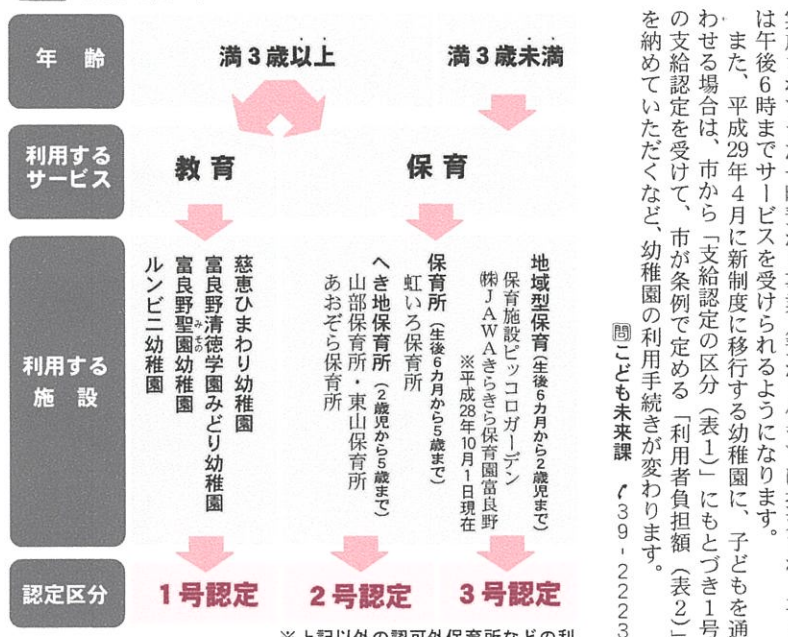
区分	推定年収	利用者負担額	
生活保護世帯	—	0円/月額	
市民税非課税世帯	～270万円	1,500円/月額	
市民税所得割課税世帯	77,100円以下	～360万円	8,100円/月額
	211,200円以下	～680万円	12,300円/月額
	211,201円以上	680万円～	19,400円/月額

※多子世帯、ひとり親世帯などには別途負担軽減措置があります（例：第2子は半額、第3子以降は無料など）。

## 新制度に移行後の 私立幼稚園の利用手続き

- 変わるよ！  
利用手続き  
H29.4月～
- ステップ1** 《12月上旬ごろ》  
幼稚園に次の書類を提出します  
①入園申込書  
②支給認定申請書
- ステップ2**  
幼稚園から入園の内定を受けます
- ステップ3**  
幼稚園から市に「支給認定申請書」が提出されます
- ステップ4**  
市から保護者へ「支給認定証」「利用者負担額決定通知書」を交付します
- ステップ5**  
私立幼稚園に入園

表1 支給認定の区分



※上記以外の認可外保育所などの利用手続きに変更はありません。

**Q** 預かり保育を利用し、午後6時まで子どもを迎えに行けない場合は、どうしたら良いですか

**A** 富良野市ファミリー・サポート・センター（通称「ファミサポ」）を利用することができます。ファミサポを利用するためには、事前に会員登録が必要で、サポビスを利用した場合、利用料（平日・30分300円）が必要になります。ファミサポでは、支援してくれるサポーターが、子

**Q** 共働きの世帯で「教育時間（1日4時間）」を超えて、幼稚園を利用できますか

**A** 一時預かり事業（預かり保育）を活用することで、幼稚園を利用できます。新制度に移行する幼稚園を利用する場合には、市から1号認定を受け、各幼稚園が実施する「一時預かり事業（預かり保育）」を利用することにより、平日は午後6時まで預かり保育の提供を受けることができます。

なお、幼稚園によっては、早朝や土曜日、長期休業中の「一時預かり事業（預かり保育）」を行っていただきますので、実施内容や時間・料金などは、各幼稚園に問い合わせください。

## みなさんの疑問にお答えします

**Q** 支給認定申請はどこで行えば良いですか

**A** 幼稚園に通っている子どもの場合は、幼稚園を通じて手続きを行います。

平成29年4月から幼稚園に入園する場合についても、幼稚園を経由して申請します。

**Q** 保育料は異なりますか

**A** 新制度に移行する幼稚園の保育料は、世帯の所得に応じて国が定めた金額を上限に、市町村が定めることとなります。富良野市では、市内私立幼稚園の保育料などを参考に、所得に応じた利用者負担額を表2のとおり条例で定めています。

**Q** 富良野市ファミリー・サポート・センター（通称「ファミサポ」）を利用する料金は、サポビスを利用する場合は、サポビスを利用した場合、利用料（平日・30分300円）が必要になります。ファミサポでは、支援してくれるサポーターが、子

